（注）次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第２号に係る認定を受けようとする場合は、次の①から④までの書類も添付すること。

① 13.⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

② 13.⑵について、不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの

③ 13.⑶について、不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの

④ 13.⑷の両立支援担当者について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの